

総行給第 2 1 号
令和 5 年 5 月 2 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局 長
（ 人 事 担 当 課 扱 い ）
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長 } 殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
（ 公 印 省 略 ）

常勤職員の給与改定が行われた場合における
会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて

今般、給実甲第 1064 号（一般職の職員の給与に関する法律第 22 条第 2 項の非常勤職員に対する給与について）の一部が改正されましたので、別紙 1 のとおり送付いたします。

本改正内容を踏まえ、各地方公共団体におかれては、職員の給与に関する条例等の改正により常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするようお願いいたします。

また、平成 30 年 10 月 18 日付総行公第 135 号・総行給第 49 号・総行女第 17 号・総行福第 211 号・総行安第 48 号公務員部長通知により発出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第 2 版）」Ⅲ（Q&A）について、別紙 2 のとおり改正します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 59 条（技術的助言）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。